

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社 非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告について

2. 日時：令和5年4月5日 13時30分～14時05分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

菊川管理官補佐、志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官、伊藤運転検査官補

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」という。）

原子力運営管理部 保守管理グループマネージャー 他2名

5. 要旨

東電から、柏崎刈羽原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）（B）過給機軸固着事象に関連し、柏崎刈羽原子力発電所の4号機D/G（H）及び6号機D/G（C）の過給機を点検したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

また、各プラントの水平展開実施計画及び実績並びに柏崎刈羽原子力発電所1号機D/G過給機軸固着事象を踏まえた水平展開に係る第一判定の考え方について説明を受けた。

○過給機のロータ軸中心から各タービンブレードワイヤ孔位置までの寸法を計測し、隣り合うタービンブレードワイヤ孔位置の差を測定した結果、継続使用可否判定フローの第一判定である設計上の最大位置ずれ寸法 0.22mm 以内であったことから、継続使用可能と判断した。

○今後点検予定の過給機は福島第一原子力発電所のD/Gのみであり、2024年度第一四半期までに実施する。

○第一判定の最大位置ずれ寸法については設計公差を基に決定した値であり、加工不良の有無（設計公差を大きく逸脱していないこと）を確認する目的で設定していることから、計器誤差については考慮不要と考える。

原子力規制庁から東電に対し、今後点検予定のD/G過給機の点検結果については、原子力規制庁 原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室に報告するよう要請し、了承した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果について
- ・各プラントの水平展開実施計画及び実績

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 1号機非常用D/G過給機軸固着事象を踏まえた水平展開に係る第一判定の考え方について

以上